

開発業務等受託約款 兼 同意書

委託者は、株式会社マレント(以下「受託者」という)に、見積書または請求書記載のシステム開発業務等(以下「開発業務等」)を委託するに際して、受託者が以下の条件に従って当該業務を実施することに同意します。

- 1、 開発業務等に係る業務委託契約の成立
 - (1) 委託者と受託者との間における、開発業務等に係る業務委託契約は、受託者が委託者に見積書又は仕様書(以下「仕様書等」)を提示し、委託者が仕様書等を承諾した時に成立するものとします。
 - (2) 委託者が、仕様書等に記載された開発業務等に係る業務委託料を支払った場合は、理由の如何を問わず、委託者が仕様書等を承諾したものとみなします。
 - (3) 委託者は、仕様書等を承諾した後は、当該承諾を撤回することはできないものとします。
- 2、 対象業務
 - (1) 受託者は、受託者が委託者に別途交付する見積書又は仕様書(以下「仕様書等」)に記載された開発業務等を実施するものとします。受託者は、委託者が仕様書等に記載された開発業務等以外の業務を実施することを希望した場合であってもこれを受託する義務を負わないものとします。
 - (2) 前項の規定にかかわらず、サーバー環境その他の物理的要因等、合理的な理由により受託者の責めに帰すべきことのできない事由により、仕様書通りの実装ができない場合、受託者は、仕様書通りの実装を行う義務を負わないものとします。
 - (3) 委託者が、仕様書等に記載された開発業務等以外の業務(デザイン調整、機能改善を含み、かつ、これに限定されない。以下「追加発注業務」)を実施することを受託者に申し入れ、受託者がこれを承諾した場合、追加発注業務に係る業務委託料は別途受託者が委託者に交付した見積書又は請求書記載の通りとします。追加発注業務についても、本約款は適用されるものとします。
- 3、 業務委託料
委託者は、見積書又は請求書記載の期限までに、受託者に対して、業務委託料を支払うものとします。なお、受託者は、委託者が受託者に開発業務等を委託した時点で、開発リソースを確保する等、当該業務を実施するための準備を開始するため、いかなる場合であっても(中途解約が行われた場合、または委託者が本件業務の遂行に必要な第三者の審査に通過できなかった場合を含み、かつ、これらに限定されません)、業務委託料を返還しません。
- 4、 知的財産権
 - (1) 委託者と受託者は、委託者が受託者に対して委託した開発業務等がパッケージ製品に関するものである場合、当該開発業務等の成果物に係る著作権その他の知的財産権が、受託者に留保されることを相互に確認するものとします。
 - (2) 受託者は、前項の場合において、委託者が開発業務等の成果物を通常の方法で利用するのに必要な範囲で、委託者に対して、当該成果物の使用許諾を与えるものとします。
- 5、 協力義務・検査等
 - (1) 委託者は、受託者が開発業務等を行うために必要な協力(資料提供、指示を含み、かつ、これに限定されない)をしなければならないものとします。また、委託者が受託者に協力しなかったことによって委託者に不利益が生じた場合、受託者は当該不利益に関する責任を一切負わないものとします。
 - (2) 委託者は、受託者が開発業務等を完了したことを通知してから7日以内に、当該開発業務等に係る成果物の仕様書等への合致について検査を実施しなければならないものとします。ただし、委託者が7日以内に検査を実施しない場合、当該成果物は検査に合格したものとみなします。
 - (3) 開発業務等に係る成果物は、前項の検査合格時に引き渡し完了したものとします。
- 6、 瑕疵担保責任
 - (1) 委託者は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された開発業務等の成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとします。
 - (2) 委託者に引き渡された成果物がパッケージ製品及びこれを受託者がカスタマイズした製品である場合において、委託者が当該成果物に自らカスタマイズを加えたことによって、当該成果物に不具合が生じ又は修正が必要になった場合であっても、前項の規定は適用されるものとします。
 - (3) 前項の調査又は修正は、本約款第1条第3項に定める追加発注業務として、同項の規定を準用するものとする。

7、 秘密保持義務

- (1) 委託者は、開発業務等に係る一切の情報を、当該成果物を通常利用するために必要な範囲を超えて、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。
- (2) 委託者は、受託者の信用・評価を毀損する情報を、第三者に開示・漏洩してはならないものとする。
- (3) 前二項に違反した場合、委託者は、受託者に対して、開発業務等に係る業務委託料と同額の損害賠償を支払うものとします。

8、 反社会的勢力の排除等

- (1) 委託者は、受託者に対して、以下の事項を確約するものとします。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、開発業務等を委託するものでないこと。
 - ④ 自ら又は第三者を利用して、開発業務等、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ⑤ 受託者から引き渡された成果物を、公序良俗に違反する用に供さないこと(風俗営業、特定遊興飲食店、性風俗関連特殊営業、深夜酒類提供飲食店営業用に供さないことを含み、かつ、これに限定されない)
- (2) 委託者が前項の義務に違反した場合、受託者は開発業務等に係る契約を直ちに解除することができるものとし、この場合、受託者は委託者に対していかなる損害賠償義務も負わないものとします。
- (3) 受託者は、委託者が本条第1項各号の義務に違反した場合、開発業務等に係る業務委託料と同額の損害賠償を支払う義務を負うものとします。
- (4) 受託者は、本条第1項各号に委託者が違反した場合、委託者に対して、引き渡した成果物の使用差し止めを求めることができるものとする。

9、 損害賠償

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害が生じた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、損害賠償金額の上限は、見積書に記載された業務委託料に3%を乗じた金額とします。

10、 管轄

開発業務等に関して生じた一切の紛争は、大津地方裁判所を第一審の専属的合意裁判管轄所とします。

2020年4月1日

以上